

民法改正法案が 建設業界・設計業界に与える影響

今回の展示会セミナーは、初的大幅改正の決まった民法改正のポイントを匠総合法律事務所の秋野先生をお迎えし解説していただきます。私たちの生活や商売に大きく影響する民法。どの部分がどのように変わるのか必ず覚えてください！

今回のポイント

- ・平成29年5月26日国会にて、民法改正案が成立
- ・120年ぶりの大改正(債権法)
- ・「瑕疵」という言葉が「契約不適合」に変わる
- ・各契約書式の見直しが必要に

～profile 弁護士 秋野卓生～



弁護士法人匠総合法律事務所代表社員弁護士として、住宅・建築・土木・設計・不動産に関する紛争処理に多く関与している。2017年度より、慶應義塾大学法科大学院教員に就任(担当科目:法曹倫理)。管理建築士講習テキストの建築士法・その他関係法令に関する科目等の執筆をするなど、多くの執筆・著書がある。

【役職等】

平成16年～平成18年 東京簡易裁判所非常勤裁判官
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会理事・法律顧問弁護士
一般社団法人住宅生産団体連合会消費者制度部会コンサルタント

場所 マルダイ プレカット事務所2階

時間 14:00～15:30

お申し込みはFAXで **FAX: 0545-35-3569**

会社名(参加人数)

(人)

マルダイ担当営業

コード番号